

平成28年6月定例会 付議事件一覧

平成28年6月3日現在

●市長提出議案案件

報告案件 8件 (和解関係=5件、予算関係=3件)

議案案件 16件 (承認議案=4件、補正予算=2件、条例=8件、単行=2件)

◎以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 通常審議分

○ 報告案件 8件

頁

	報告第6号	専決処分した事件の報告について	
1	平成28年2月5日都城市野々美谷町1398番地5付近交差点において発生した交通事故に係る和解の成立及び賠償金額の決定 <事故の概要>交差点内での接触事故により双方の車両が損傷した事故		※
	報告第7号	専決処分した事件の報告について	
2	平成27年12月10日都城市上長飯町53号1番地都城市立上長飯小学校において発生した物損事故に係る和解の成立及び賠償金額の決定 <事故の概要>市の保管する看板が強風で飛ばされ、当該看板が駐車中の車両に接触し損傷を与えた事故		※
	報告第8号	専決処分した事件の報告について	
3	平成28年3月23日都城市野々美谷町2717番地3先市道乙房・谷頭線において発生した道路事故に係る和解の成立及び賠償金額の決定 <事故の概要>道路の管理瑕疵により走行中の車両が損傷した事故		※
	報告第9号	専決処分した事件の報告について	
4	平成28年3月14日都城市妻ヶ丘町11街区3号付近において発生した交通事故に係る和解の成立及び賠償金額の決定 <事故の概要>交差点内での接触事故により双方の車両が損傷した事故		※
	報告第10号	専決処分した事件の報告について	
5	平成28年4月19日都城市郡元一丁目3番地24郡元郵便局駐車場において発生した交通事故に係る和解の成立及び賠償金額の決定 <事故の概要>駐車場内での接触事故により駐車中の車両に損傷を与えた事故		※
6	報告第11号	平成27年度都城市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	1
7	報告第12号	平成27年度都城市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成27年度都城市食肉センター特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成27年度都城市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成27年度都城市農業集落下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び平成27年度都城市御池簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	5
8	報告第13号	平成27年度都城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	13

○ 承認議案 4件 (予算2件、条例2件)

頁

9	議案第93号	専決処分した事件の報告及び承認について (平成27年度都城市一般会計補正予算(第8号))	※
10	議案第94号	専決処分した事件の報告及び承認について (平成27年度都城市介護保険特別会計補正予算(第6号))	※
11	議案第95号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	17
		地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しのため、所要の改正を行うもの	
12	議案第96号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市税条例等の一部を改正する条例)	23
		地方税法の改正に伴い、修正申告書の提出等に伴う延滞金の計算方法を変更する等を規定するため、所要の改正を行うもの	

○ 条例議案 8件 新旧対照表を参照

頁

13	議案第97号	都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
		行政不服審査法が改正されたことに伴い、都城市固定資産評価審査委員会の審理手続について、所要の改正を行うもの	
14	議案第98号	都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
		地方公務員法の改正に伴い、職員の職務の級の基準となる標準的な職務の内容を整備するため、所要の改正を行うもの	
15	議案第99号	都城市税条例の一部を改正する条例の制定について	49
		災害により使用不能となった軽自動車等に係る軽自動車税を減免することができるものとするため、所要の改正を行うもの	
16	議案第100号	都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	53
		労働者災害補償保険法施行規則に定める介護補償の額が増額改定されたことに伴い、消防団員の損害補償に係る介護補償の額についても同様の額改定を行うため、所要の改正を行うもの	
17	議案第101号	都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	57
		指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等を規定するため、所要の改正を行うもの	

18	議案第102号	都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	81
		指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、介護予防認知症対応型通所介護事業者に、運営推進会議の設置を義務付けること等を規定するため、所要の改正を行うもの	
19	議案第103号	都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	85
		指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、指定介護予防支援の具体的取扱方針に指定介護予防サービス事業者等から介護予防訪問介護計画等の提出を求めることを加えること等を規定するため、所要の改正を行うもの	
20	議案第104号	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について	89
		都城市一般廃棄物最終処分場内の第1期埋立地に、志和池中央ふれあい広場を設置することに伴い、その利用について必要な事項を規定するため、所要の改正を行うもの	

○ 補正予算議案＝2件

頁

21	議案第105号	平成28年度都城市一般会計補正予算(第1号)	※
22	議案第106号	平成28年度都城市介護保険特別会計補正予算(第1号)	※

○ 単行議案 2件

頁

23	議案第107号	財産の譲渡について	97
		都城インター工業団地穂満坊地区の分譲地を株式会社松岡に2億1千194万6千300円で売却することについて、議会の議決を求めるもの	
24	議案第108号	財産の譲渡について	103
		都城インター工業団地穂満坊地区の分譲地を日本通運株式会社に1億4千985万4千500円で売却することについて、議会の議決を求めるもの	

報告第11号

平成27年度都城市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

平成27年度 都城市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成27年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額
				予算計上額	前年度繰越額	計	
35	5	中心市街地中核施設整備支援事業	6,888,000,000	674,071,000	64,209,492	738,280,492	154,822,798
40	20	早水公園整備事業	4,300,205,000	1,004,681,000	84,962,165	1,089,643,165	260,223,394

(単位：円)

残 額	翌年度通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
		繰 越 金	特 定 財 源		
			国・県支出金	地 方 債	そ の 他
583,457,694	583,457,694	19,460,694	485,797,000	78,200,000	0
829,419,771	829,419,771	2,804,771	414,315,000	412,300,000	0

報告第12号

平成27年度都城市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成27年度都城市食肉センター特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成27年度都城市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成27年度都城市農業集落下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び平成27年度都城市御池簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

平成27年度 都城市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	情報セキュリティ強化対策事業	40,014,000
		婚活支援事業（定住自立圏）	7,560,000
		婚活サポート事業（地域少子化対策重点推進交付金事業）	11,400,000
		後方支援拠点都市推進事業	33,858,000
	15 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事業	48,527,000
15 民生費	5 社会福祉費	地域医療介護施設等整備事業	147,290,000
	10 児童福祉費	法人立児童福祉施設整備事業費補助金（保育所）	255,797,000
		法人立児童福祉施設整備事業費補助金（認定こども園）	38,914,000
		子どものための教育・保育事業	1,026,000
20 衛生費	5 保険衛生費	健康医療ゾーン案内標識設置事業（定住自立圏）	34,212,000
	10 清掃費	指定ごみ袋事業	22,729,000
30 農林水産業費	10 林業費	森林整備加速化・林業再生事業	81,765,000
35 商工費	5 商工費	新工業団地調査事業	17,000,000
		焼酎産業成長加速化事業（地方創生加速化）	18,375,000
		公民連携のまちづくりによるしごと創生事業（地方創生加速化）	30,841,000
		クルーズ船寄港によるインバウンド推進事業（地方創生加速化）	10,500,000
		宮崎県インバウンド対策事業（地方創生加速化）	3,148,000
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路補修費	15,000,000
		郡元東南地区緊急整備事業	27,330,000
		臨時地方道整備事業	144,044,000
		道路改良事業（街区三股線）	6,800,000
		道路改良事業（修行・田中線）	14,000,000
		道路改良事業（上町桜木線）	22,542,000
		道路改良事業（母智丘通線）	74,628,000
		社会資本整備総合交付金事業（神之山・高木線）	38,506,000
		社会資本整備総合交付金事業（和田147号線）	6,501,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
40,014,000	0	17,850,000	0	17,800,000	0	4,364,000
7,560,000	0	0	0	0	0	7,560,000
11,400,000	0	0	11,000,000	0	0	400,000
33,858,000	0	0	0	0	0	33,858,000
40,057,000	0	40,057,000	0	0	0	0
147,290,000	0	0	147,290,000	0	0	0
255,797,000	0	0	197,458,000	0	0	58,339,000
38,914,000	0	0	25,943,000	0	0	12,971,000
1,026,000	0	513,000	0	0	0	513,000
34,212,000	0	0	0	0	17,106,000	17,106,000
18,586,884	0	0	0	0	0	18,586,884
81,765,000	0	0	81,765,000	0	0	0
17,000,000	0	0	4,000,000	0	0	13,000,000
18,375,000	0	17,500,000	0	0	0	875,000
30,841,000	0	29,441,000	0	0	0	1,400,000
10,500,000	0	10,100,000	0	0	0	400,000
3,148,000	0	2,998,000	0	0	0	150,000
7,767,760	0	0	0	0	0	7,767,760
15,906,243	0	0	0	15,100,000	0	806,243
101,773,009	0	0	0	0	0	101,773,009
6,800,000	0	0	0	6,400,000	0	400,000
8,979,000	0	0	0	8,500,000	0	479,000
20,161,955	0	0	0	19,100,000	0	1,061,955
71,692,560	0	0	0	68,100,000	0	3,592,560
38,506,000	0	21,230,000	0	15,500,000	0	1,776,000
6,501,000	0	3,575,000	0	2,700,000	0	226,000

款	項	事業名	金額
40 土木費	10 道路橋りょう費	山之口SAスマートIC整備事業	36,050,000
		都城駐屯地周辺道路改修等事業（鷹尾都原線）	79,936,000
		甲斐元通線（歌舞伎橋）整備事業	96,185,000
		橋りょう長寿命化修繕事業	7,957,000
	15 河川費	小田川整備事業	106,025,000
	20 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業（鷹尾上長飯通線）	167,655,000
		社会資本整備総合交付金事業（鷹尾上長飯通線）文化財調査費	
		街路整備事業（穂満坊桜木線）	2,100,000
		高城運動公園整備事業	427,276,000
45 消防費	5 消防費	北消防署移転建設事業	94,000,000
50 教育費	15 中学校費	空調設備整備事業	11,100,000
55 災害復旧費	15 公共土木施設災害復旧費	現年発生公共土木施設補助災害復旧事業	20,125,000
		現年発生公共土木施設単独災害復旧事業	500,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
31,862,172	0	17,496,679	0	13,500,000	0	865,493
79,761,200	0	56,000,000	0	23,700,000	0	61,200
96,185,000	0	52,285,750	0	41,700,000	0	2,199,250
3,284,000	0	1,531,282	0	1,100,000	0	652,718
77,042,277	0	0	0	73,100,000	0	3,942,277
79,669,662	0	52,065,000	0	26,200,000	0	1,404,662
2,791,240	0	1,824,000	0	900,000	0	67,240
1,359,800	0		0	1,200,000	0	159,800
427,275,800	0	211,622,000	0	215,300,000	0	353,800
94,000,000	94,000,000	0	0	0	0	0
11,100,000	0	3,526,000	0	0	0	7,574,000
14,416,628	0	9,171,000	0	4,800,000		445,628
248,452	0	0	0	0	0	248,452

平成27年度 都城市食肉センター特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
5 総務費	5 総務管理費	一般管理事務費	22,500,000

平成27年度 都城市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
5 下水道事業費	5 中央・都城処理区下水道事業費	公共下水道事業（補助事業）	139,202,000
		公共下水道事業（起債単独事業）	9,917,000

平成27年度 都城市農業集落下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
5 農業集落下水道事業費	30 山田地区農業集落下水道事業費	山田地区建設事業	5,368,000

平成27年度 都城市御池簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
5 簡易水道事業費	5 御池簡易水道事業費	御池簡易水道建設事業	28,400,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
15,046,640	15,046,640	0	0	0	0	0

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
116,745,000	5,874,000	58,371,000	0	52,500,000		0
8,193,000	93,000	0	0	8,100,000	0	0

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2,999,920	2,999,920	0	0	0	0	0

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
10,700,000	100,000	0	0	6,800,000	3,800,000	0

報告第13号

平成27年度都城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成27年度都城市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

平成27年度都城市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	建設27第16号 山田浄水場実施設計業務委託	円 20,148,480	円 0	円 20,148,480
		建設27第49号 大井手浄水場系12号井取水施設 整備工事	16,623,360	0	16,623,360
1 事業費用	1 営業費用	配水27第6号 川東浄水場系水管橋基本設計 業務委託	6,889,320	0	6,889,320
合 計			43,661,160	0	43,661,160

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
損益勘定 留保資金	収益的収入			
円	円	円	円	
20,148,480	0	0	0	浄水場内の維持管理設備に関して、高低差に伴う送水管の水撃対策の再検討に不測の日数を要したため、履行期間内の業務完了が困難となったもの
16,623,360	0	0	0	受注生産品であるステンレス製ピットの納品が、当初計画から1か月遅れたことにより、配管等付帯施設工事に着手できなかったため、履行期間内の業務完了が困難となったもの
0	6,889,320	0	0	本業務は、都城土木事務所発注の橋梁詳細設計業務と並行実施するものであるが、当該業務の計画変更による履行期間の延伸により影響を受けたもの
36,771,840	6,889,320	0	0	

議案第95号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

専決第47号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

平成28年3月31日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第27条第1項各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同項第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第98号

都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び別表第2」を削り、「すべての」を「全ての」に改める。

第4条の2第1項中「とし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2のとおり」を削り、同条第2項中「すべての」を「全ての」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定による分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として規則で定めるものについては、それぞれの職務の級に分類するものとする。

第10条第2項中「すべてが」を「全てが」に改める。

別表第2を次のように改める。

次のよう～別紙

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別紙

別表第2（第4条の2関係）

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	主査の職務
4級	副主幹の職務又は困難な業務を行う主査の職務
5級	主幹の職務
6級	課長の職務
7級	部長の職務

議案第96号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、都城市税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

専決第48号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市税条例等の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

平成28年3月31日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例等の一部を改正する条例

(都城市税条例の一部改正)

第1条 都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

目次中「第158条」を「第157条」に改める。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第18条の3中「2輪」を「二輪」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦

課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の

翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第56条各号列記以外の部分中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「第12号又は第16号」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

（軽自動車税のみならず課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、

当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能

割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第1号イ及びウ中「2輪」を「二輪」に改め、同号エ中「3輪」を「三輪」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第82条第3号中「2輪」を「二輪」に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「2輪」を「二輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「2輪」を「二輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第8項中「き損」を「毀損」に改める。

第153条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改める。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「3輪」を「三輪」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する3輪」を「掲げる三輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日

から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第22条及び第23条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第25条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(都城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 都城市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「3輪」を「三輪」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「都城市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
-------------	--------	--------

第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	都城市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第3条 都城市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3

項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、都城市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中都城市税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中都城市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、都城市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第3項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中都城市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第

98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中都城市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中都城市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の都城市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2

号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第97号

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例（平成18年条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部を改正する条例
都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例（平成18年条例第14号）の
一部を次のように改正する。

第4条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、
第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「代表者若しくは管理人、
総代又は代理人の資格を証明する」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第
391号）第3条第1項に規定する」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったと
きは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付し
なければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記
名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第13条中「都城市旅費支給条例（平成18年条例第54号）の規定による旅費支給の
例によって」を「都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等
の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）第6条の規定により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 99 号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例（平成 18 年条例第 99 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 6 月 10 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第89条第1項に次の1号を加える。

(3) 災害により滅失し、又は損傷を受けたため使用不能となった軽自動車等

第89条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第3号の場合において、納期限までにすることができない特別な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市税条例の規定は、平成28年4月14日から適用する。

議案第100号

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項第1号中「104,570円」を「104,950円」に改め、同項第2号中「56,790円」を「57,030円」に改め、同項第3号中「52,290円」を「52,480円」に改め、同項第4号中「28,400円」を「28,520円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

議案第101号

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成25年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

「
目次中 第4節 運営に関する基準（第50条—第59条） を
第4章 認知症対応型通所介護
」

「
第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）
第3章の2 地域密着型通所介護
第1節 基本方針（第59条の2）
第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）
第3節 設備に関する基準（第59条の5）
第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）
第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営 に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）
第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）
第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）
第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）
第4章 認知症対応型通所介護
」

改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併

せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者をいう。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について

は、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通

所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望

に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、その特性に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

（管理者の責務）

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所におい

て感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用

者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければ

ばならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を

整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者がこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定療養通所介護の利用定員

(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会

(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所

介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を、「評価を行い、」の次に「常に」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17

第2項」に改める。

第108条中「、第72条、第74条及び第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「、第72条、第77条」を「、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「「第6章第4節」と」の次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第85条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第189条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条」を「第100条から第104条まで及び第106条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提

供回数等の活動状況」と、」に、「第82条第6項」を「第82条第6項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第102号

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項

」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「、第61条及び第62条」を「及び第61条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第103号

都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例
第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に、「介護予防サ
ービス事業者若しくは」を「介護予防サービス事業者、」に改め、「地域密着型介
護予防サービス事業者」の次に「若しくは法第115条の45第1項第1号イ及びロに規
定する事業を実施する事業者」を加える。

第10条中「又は利用者若しくは」を「及び利用者又は」に改める。

第29条第2項第1号中「第31条第13号」を「第31条第14号」に改め、同項第2号
エ中「第31条第14号」を「第31条第15号」に改め、同号オ中「第31条第15号」を
「第31条第16号」に改める。

第31条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条
第17号中「第12号」を「第13号」に、「、第13号」を「、第14号」に改め、同号を
同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」
に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第
97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号
を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号
中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営
並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す
る基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」とい
う。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪
問看護計画書」に改め、「位置付けられている計画」の次に「及び特定介護予防・
日常生活支援総合事業サービス計画」を加え、同号を同条第13号とし、同号の前に
次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業
者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人

員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画及び法第8条の2第16項に規定する特定介護予防・日常生活支援総合事業を実施する者が作成するサービス提供計画（以下「特定介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画」という。）の提出を求めるものとする。

第31条に次の1号を加える。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第104号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例

都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「もの」を「者」に改める。

第8条中「第4号」を「第5号」に改め、同条の表を次のように改める。

次のよう～別紙1

第8条に次の1項を加える。

2 志和池中央ふれあい広場多目的広場及び遊具広場の利用時間及び休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 利用時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 休園日 水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、水曜日が国民の休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日

「
別表第1中

志和池地区広場	都城市上水流町1977番17
---------	----------------

 を
」

「

志和池地区広場	都城市上水流町1977番17
志和池中央ふれあい広場	都城市上水流町1903番12

 に改める。
」

別表第2中「(4) 一堂ヶ丘公園」の次に「(運動広場及び芝公園を除く。)」を加え、同表に次の1表を加える。

次の1表～別紙2

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(利用開始日)

2 改正後の都城市都市公園以外の公園に関する条例に規定する志和池中央ふれあい広場の利用の開始日は、平成28年10月15日とする。

別紙 1

区分	利用時間	休園日	
市民広場、山田第2運動公園	午前8時から午後10時まで	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	
川の駅公園	1月から6月まで及び10月から12月まで	午前9時から午後5時まで	火曜日並びに1月1日及び12月31日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の休日」という。）（1月1日を除く。）に当たるときは、その日以後において最も近い休日でない日
	7月から9月まで	午前9時から午後6時30分まで	
関之尾緑の村	ケビン、バンガロー	指定管理者が定める時間	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
	自然環境活用センター	午前9時から午後10時まで	
	テニスコート	午前9時から午後10時まで	
	プール	午前9時から午後4時まで	1月1日から7月19日まで及び9月1日から12月31日まで
一堂ヶ丘公園	かかしの里流れるプール	午前9時から午後5時まで (入場は午後4時まで)	1月1日から7月の第3金曜日まで及び9月の第2月曜日から12月31日まで
	パークゴルフ場	1月から5月まで及び10月から12月まで	午前9時から午後5時まで

	6月から9月 まで	午前8時から 午後6時まで	以後においてその日に最 も近い休日でない日
運動広場	午前8時から	午後10時まで	休園日はなし。
芝公園	同上		同上
食文化伝統伝 承館	午前9時から	午後5時まで	国民の休日並びに1月2 日、1月3日及び12月29 日から12月31日まで
農村婦人の家	午前8時30分 まで	午後5時	同上
活性化セン ター	午前9時から	午後10時まで (宿泊の場合は午後4時か ら翌日9時まで)	1月1日から1月3日ま で及び12月29日から12月 31日まで
工芸伝統伝承 館	午前9時から	午後5時まで	同上
志和池中央ふれあい広場パ ークゴルフ場	午前9時から	午後4時30分 まで	水曜日並びに1月1日か ら1月3日まで及び12月 29日から12月31日まで。 ただし、水曜日が国民の 休日（1月1日を除く。）に 当たるときは、その日以 後においてその日に最も 近い休日でない日

別紙2

(5) 志和池中央ふれあい広場パークゴルフ場

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
プレー代	大人	1人	190円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	中学生以下	1人	95円	同上

都使審第1号
平成28年4月28日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会 長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

平成28年4月13日付け都財第39号で諮問のありました標記の件について、
下記のとおり答申いたします。

記

志和池ふれあい広場パークゴルフ場使用料の制定

審議に当たり、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会 長 西 川 英 男
委 員 永 野 修一郎
 蓑 原 行 満
 横 山 幸 子
 倉 吉 悦 子
 岩 井 沙 弥 花

[別表]

区 分			単位	金額	単位当たりの使用料の額
パークゴルフ場	プレー代	大人	1人	190円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		中学生以下	1人	95円	同上

議案第107号

財産の処分について

次のとおり土地を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第63号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

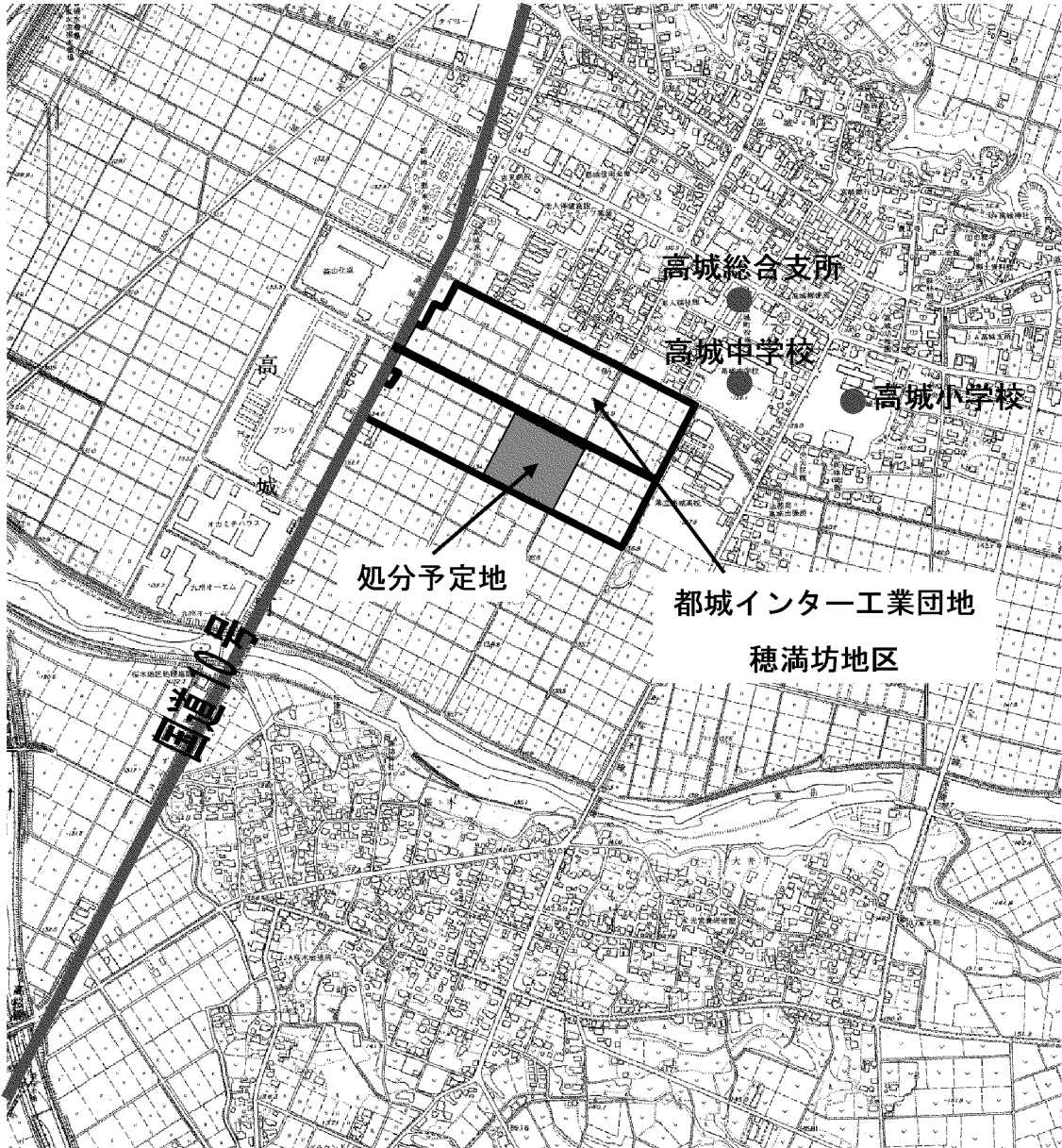
1 処分する土地の表示

土地の所在地	地目	面積
都城市高城町穂満坊字真米田518番13	宅地	20,770.46 m ²
都城市高城町穂満坊字間ヶ塚237番9	宅地	424.17 m ²
計		21,194.63 m ²

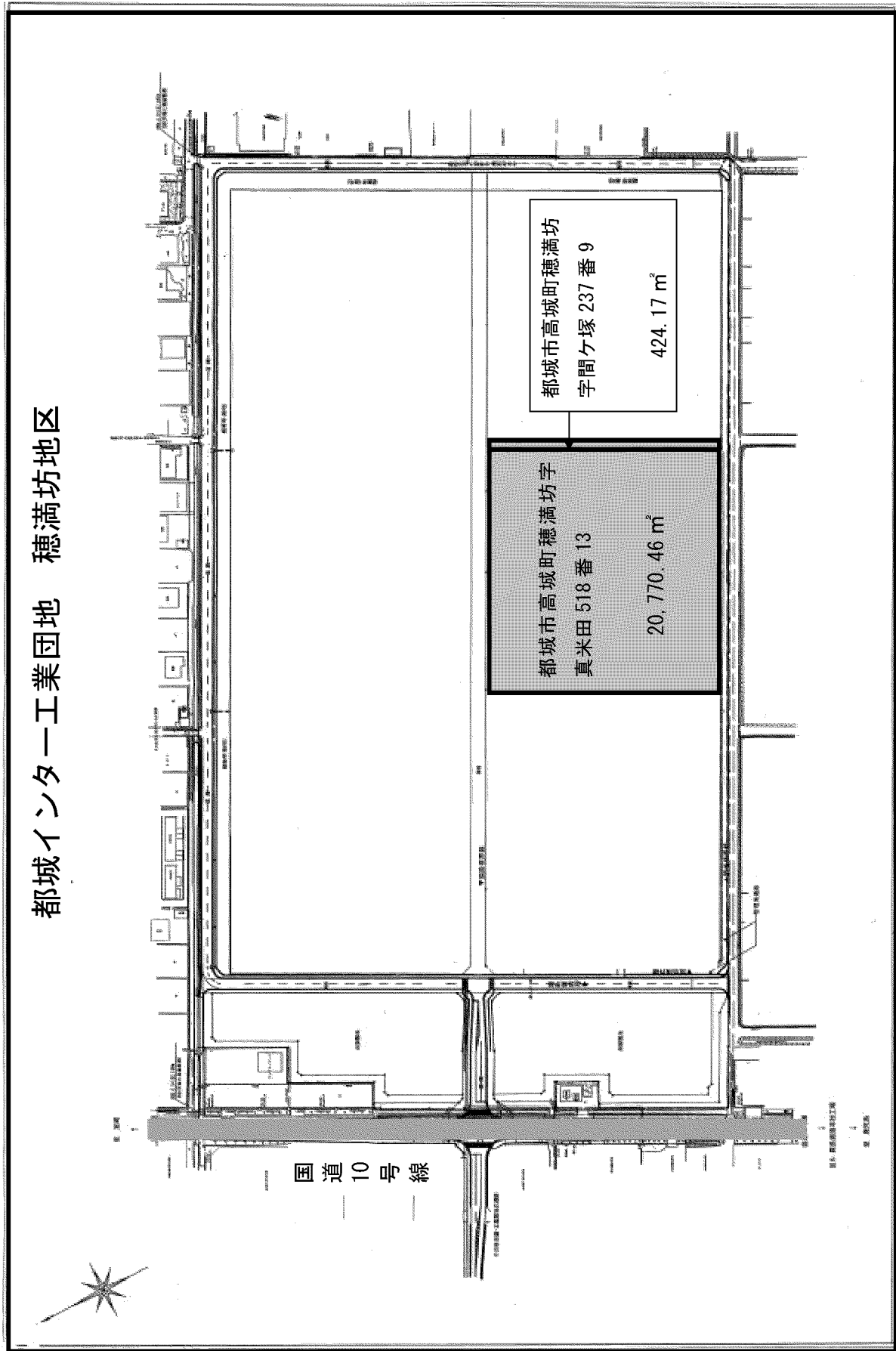
2 契約の金額 211,946,300円

3 処分の相手方 山口県下関市東大和町一丁目10番12号
株式会社 松岡

(位置図)



都城インター工業団地 穂満坊地区



会社概要

- 1 企業名 株式会社 松岡
- 2 代表者名 代表取締役 松岡 隆雄
- 3 本社所在地 山口県下関市東大和町一丁目10番12号
- 4 設立年月日 昭和25年2月1日
- 5 資本金 5,000万円
- 6 事業内容 倉庫業、水産物卸売業
- 7 従業員数 386名（平成28年4月現在）
- 8 沿革
昭和25年 2月 福岡県門司市（現北九州市門司区）に株式会社松岡商店本店を設立
昭和48年 2月 株式会社松岡商店を株式会社松岡に商号変更する。
昭和48年11月 山口県下関市に冷凍冷蔵庫（第一冷蔵庫）を建設
昭和53年 5月 下関市に本社社屋を建設、門司本社を閉鎖し、新社屋にて事業を開始する。
平成 元年11月 東京都品川区に東京支社を開設
平成25年 4月 神奈川県川崎市に国内最大規模の低温度物流センター「松岡東京湾岸物流センター」が稼動
平成27年 9月 都城インター工業団地穂満坊地区に「松岡都城物流センター」が稼動

進出計画概要

- | | |
|-----------|--|
| 1 企 業 名 | 株式会社 松岡 |
| 2 代 表 者 名 | 代表取締役 松岡 隆雄 |
| 3 事業所設置場所 | 都城市高城町穂満坊字真米田518番13
都城市高城町穂満坊字間ヶ塚237番9 |
| 4 事業所概要 | 敷地面積 21,194.63㎡
延床面積 15,245.94㎡ |
| 5 設備投資額 | 24億2,100万円（用地取得費を含む。） |
| 6 新規雇用者数 | 24名 |
| 7 事業内容 | 野菜及び魚の仕分け、冷凍保存 |
| 8 操業計画 | 着工予定年月日 平成28年 7月
完成予定年月日 平成29年 3月
操業予定年月日 平成29年 4月 |

議案第108号

財産の処分について

次のとおり土地を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第63号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

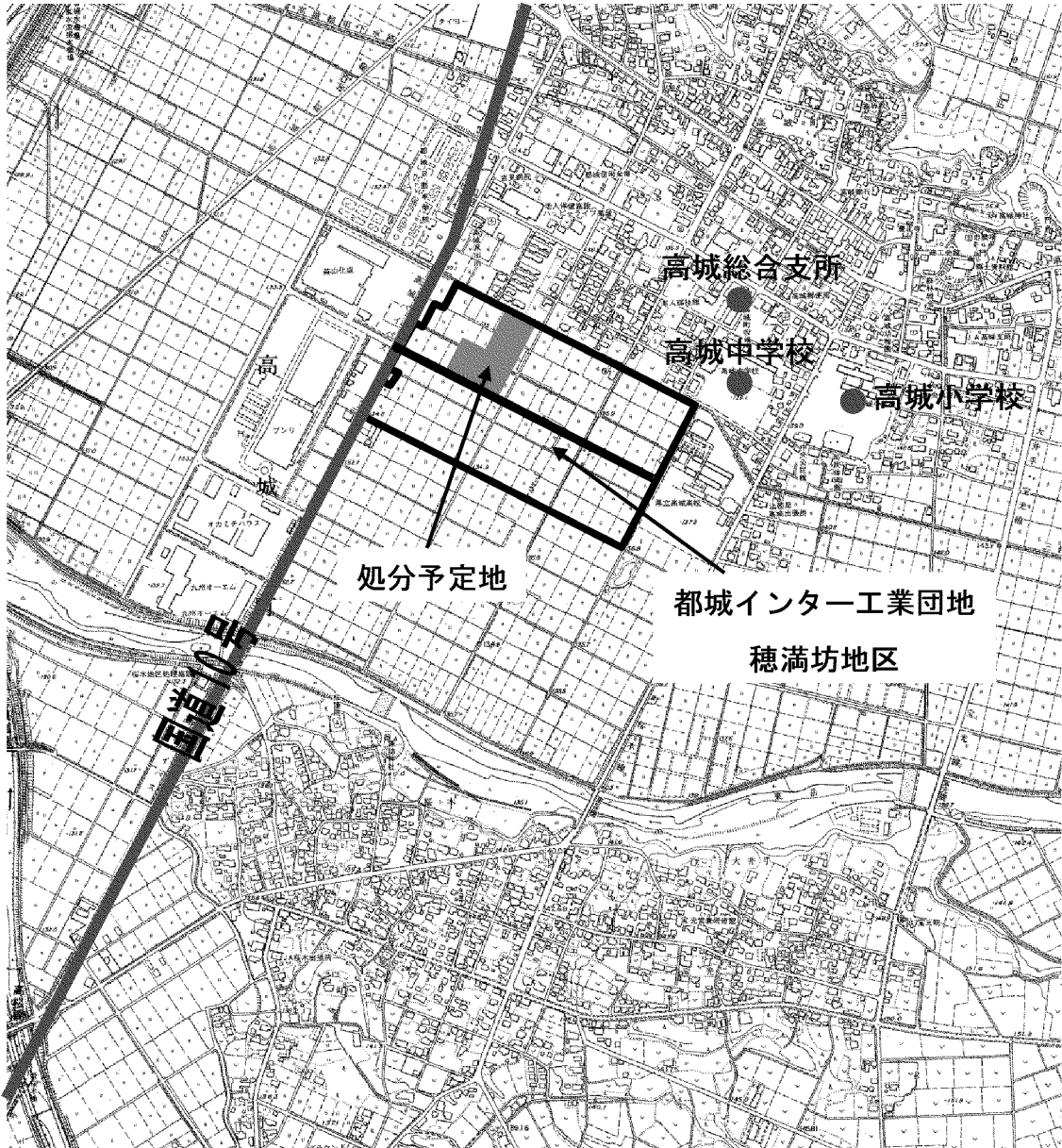
1 処分する土地の表示

土地の所在地	地目	面積
都城市高城町穂満坊字真米田518番17	宅地	14,985.45㎡

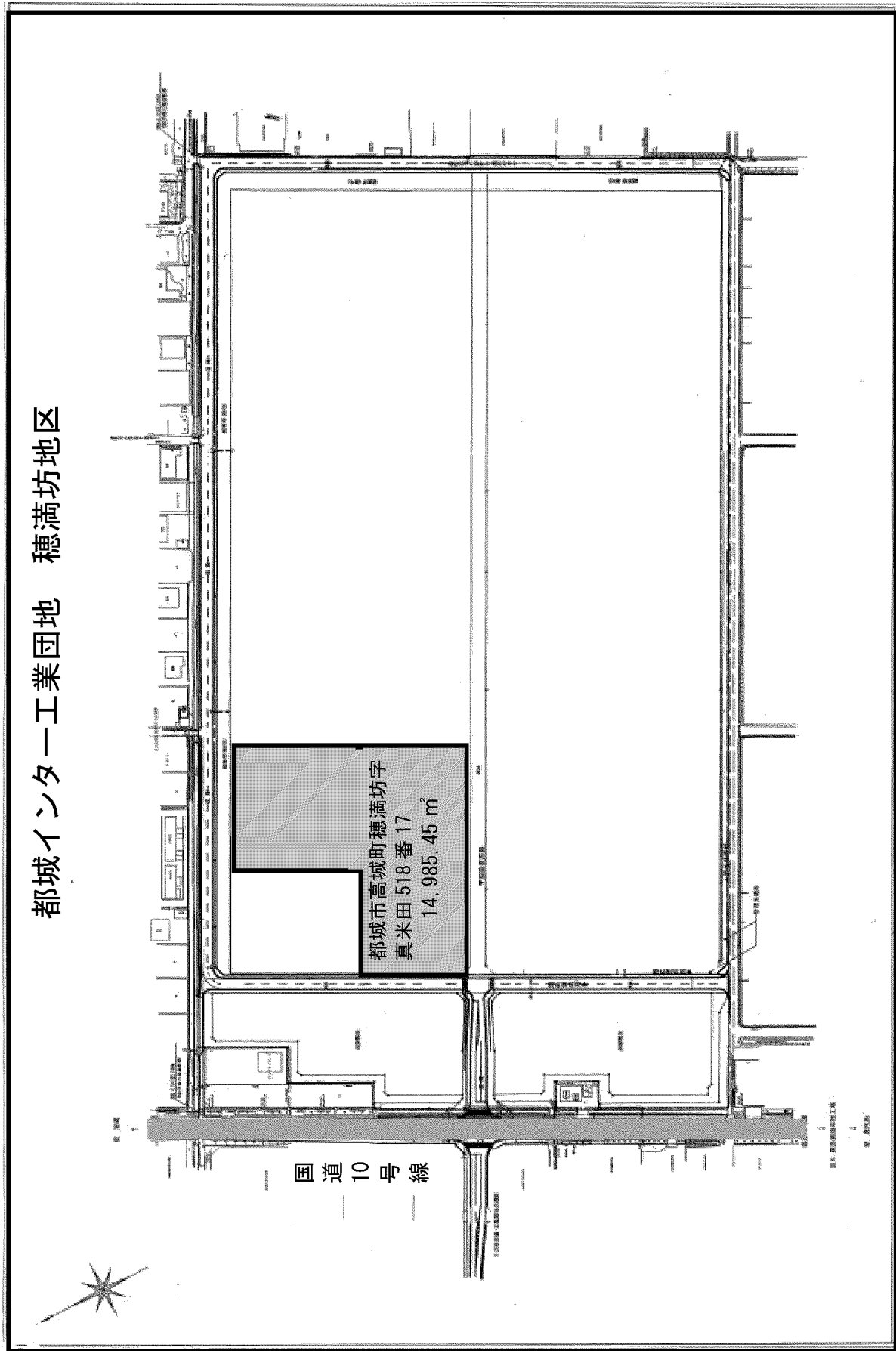
2 契約の金額 149,854,500円

3 処分の相手方 東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社

(位置図)



都城インター工業団地 穂満坊地区



会社概要

- 1 企業名 日本通運株式会社
- 2 代表者名 代表取締役 渡邊 健二
- 3 本社所在地 東京都港区東新橋一丁目9番3号
- 4 設立年月日 昭和12年10月1日
- 5 資本金 701億7,500万円
- 6 事業内容 鉄道利用運送業、貨物自動車運送業、倉庫業等
- 7 従業員数 33,153名（平成28年4月現在）
- 8 沿革
明治 5年 陸運元会社を設立
明治 8年 内国通運会社に改称
昭和 3年 国際通運株式会社として発足
昭和12年 日本通運株式会社を創設
昭和25年 株式を上場

進出計画概要

- 1 企業名 日本通運株式会社
- 2 代表者名 代表取締役 渡邊 健二
- 3 事業所設置場所 都城市高城町穂満坊字真米田518番17
- 4 事業所概要 敷地面積 14,985.45㎡
延床面積 3,982.68㎡
- 5 設備投資額 6億4,500万円（用地取得費を含む。）
- 6 新規雇用者数 8名
- 7 事業内容 一般貨物の保管及び輸送
- 8 操業計画 着工予定年月日 平成28年 8月
完成予定年月日 平成28年12月
操業予定年月日 平成29年 1月

